



長野県告示第432号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8 号）第 1 条の規定により認定した救急病院は、次のとおりである。
令和 8 年10月29日

長野県知事 阿 部 守 一

名 称	所 在 地	認定の有効期限
長野県立こども病院	安曇野市豊科3100	令和11年10月29日
長野県厚生農業協同組合連合会 浅間南麓こもろ医療センター	小諸市相生町 3－3－21	令和11年11月30日
長野寿光会上山田病院	千曲市上山田温泉三丁目34番地 3 号	令和11年12月 1 日

医療政策課

長野県告示第433号

長野県豊かな水資源の保全に関する条例（平成25年長野県条例第11号）第 9 条第 1 項の規定により、次の区域を水資源保全地域として指定します。
令和 8 年10月29日

長野県知事 阿 部 守 一

名 称	区 域
白馬村 源太郎水資源保全地域	白馬村大字北城831番 1～21、25～28、31、34～37、40～42、44～80、82、83、85～89、99、104～116、118～160、162～179、181、183～191、194、195、197～216、219～225、227～230、234、237、239、241、243、245、247、250～253、256～275、278、833番 1、834番 1、835番 1～5、18、20、2937番336～406、408～426、428～559、697、702～712、765、781、784、791、792、2940番20～65、2941番 1～9、2942番 2～22、3550番 1、3551番 1、 2、3552番、3553番、3554番 1、ロ、3555番イ、ロ、3556番イ、ロ、3557番～3561番、3563番 1、ロ、4189番～4202番、4487番14～205、209～215、235、238、239、241、242、276、277、281、289、292、296、316、319、321、323、325、327、329、331、333、335、341、343、345、349～351、354、373、381、383、大字神城27577番イの 1、イの 2、27578番イ、27590番、27596番イ、ロ、27601番イ、27602番、27603番、27604番イ、ロ、27605番、27606番、27607番イ、ロ、27608番イ、ロ、27609番イ、ロ、27610番、27611番、27612番イ、ロ、27613番 1、3～5、27614番 1～4、27615番 1～4、27616番 1～5、27617番 1～5、27618番 1～5、27619番 1、4、27620番 1、 2、27621番 1～5、27622番 1、27624番 2、5、27625番 1～5、27626番 1～5、27627番 1～5、27628番 1～5、27629番 1～5、27630番 1～5、27631番 1～5、27632番 2～5、27633番 1～5、27634番 1～3、27636番、27637番 1、27638番 2、27639番 2～4、27640番 1、27641番 1、 2、27642番 1、 2、27643番 1、 2、27644番 1、 2、27645番 1、 2、27646番 1、 2、27647番 1、 2、27648番 1～4、27649番 2、27654番 3、27655番 2、27656番 1、 2、27657番 1、 2、27658番 1、 2、27659番 2、27660番 1、 2、27661番 1、 2、27662番 1、 2、27663番 1、 2、27664番 1、 2、27665番、27666番、27667番 1、 2、27668番 1、 2、27669番 1、 2、27670番 1、 2、27671番、27672番 1、 2、27673番 1、 2、イ、27674番 1、 2、27676番 1、 2、27677番～27679番、27680番 1、 2、27681番～27686番、27687番 1、27688番 1、27689番 1、27690番 1、27691番 1、 2、27692番、27693番 1、27694番 1、 2、27695番 1～3、27696番 1、27697番 1、 2、27698番 1、27699番 1、 2、27700番 1、 2、27701番 1、 2、27702番 1、 2、27703番 1、 2、27704番、27705番 1、27706番 2～5、27707番 1、 2、27709番 1、 2、27710番 1、27711番～27713番

（関係図面は、長野県環境部水大気環境課、長野県北アルプス地域振興局及び白馬村役場に備え置いて縦覧に供します。）

水大気環境課

長野県告示第434号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和 8 年10月29日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
飯田市時又115 の 13
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

森林づくり推進課

長野県告示第435号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和 8 年10月29日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
北佐久郡御代田町大字御代田字山ノ神2540 の 3 ・ 2541 の 9 ・ 2546 の 1 ・ 2547 の 3 ・ 4114（以上 5 筆について次の図に示す部分に限る。）、2541 の 13、2541 の 45、2541 の 46、2547 の 4、2547 の 14、2547 の 15、字大久保2594 の 1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び御代田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第436号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和 8 年10月29日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
上伊那郡中川村葛島1505 の 5（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県佐久建設事務所告示第 7 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。
その関係図面は、告示の日から令和 8 年11月18日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。
令和 8 年10月29日

長野県佐久建設事務所長 井 出 圭 一

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 299号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
南佐久郡小海町大字千代里2089番の3地先から 南佐久郡小海町大字千代里2089番の3地先まで	旧	m 8.6 ～ 23.6	km 0.4407
同 上	新	11.5 ～ 24.1	0.4407

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
南佐久郡小海町大字千代里2090番の1地先から 南佐久郡小海町大字千代里2090番の1地先まで	旧	m 9.7 ～ 17.9	km 0.3465
同 上	新	12.9 ～ 29.5	0.3465

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。
その関係図面は、告示の日から令和8年11月18日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。
令和8年10月29日

長野県北信建設事務所長 西山 広一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上越飯山線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
飯山市大字飯山字下河原4834番の1地先から 飯山市大字飯山字下河原4838番の5地先まで	旧	m 13.5 ～ 33.5	km 0.0800
同 上	新	13.5 ～ 13.5	0.0800

道路管理課